

虐待防止のための指針

社会福祉法人 秩父別昭啓会

1. 目的

この指針は、社会福祉法人 秩父別昭啓会が運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする。

2. 施設における虐待防止に関する基本的考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害・犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

① 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。また、正当な理由もなく身体を拘束すること。

② 介護・世話の放棄・放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

③ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他利用者著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 性的虐待

利用者にいせつな行為をすること、または利用者にいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由もなく制限すること。

3. 虐待防止に関する委員会

- (1) 当施設では、虐待の発生防止に努める観点から、既に設置している「安全対策委員会（以下 委員会）」にて虐待防止に関する検討を行う。委員会の運営責任者は施設長とし、運営に関する基準で定められている「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下 担当者）」を安全対策委員として配置する。
- (2) 委員会は、偶数月に開催する定期の会議と、必要に応じて臨時会議を招集する。委員会で得られた結果は、職員への周知を図る。

(3) 委員会での協議内容は、具体的に以下のとおりとする。

- ① 委員会その他施設内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待またはその疑い（以下 虐待等）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適正に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合に、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止に関すること
- ⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待防止のための職員研修の内容は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとし、本指針に基づき虐待防止を徹底する。
- (2) 研修は年2回以上実施し、職員の新規採用時にも実施する。
- (3) 研修を実施した際は、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

5. 虐待が発生した場合の対応に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であることが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6. 虐待が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 職員が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は、担当者へ報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上司等に相談する。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、前項(1)職員からの相談及び報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上司等が担当者を代行する。また、必要に応じて関係者へ事情を確認し、これら確認の経緯は時系列で概要を整理する。
- (3) 確認の結果、虐待が事実であると判断された場合には、前述「5. 虐待が発生した場合の対応に関する基本方針」に依り、必要な措置を講じる。
- (4) 実施した事実確認の内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案

がなぜ発生したかを検証のうえ原因を除去し、再発防止策の作成と職員への周知を行う。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者またはご家族に対して、利用が可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の窓口を案内する等の支援を行う。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情・相談を受けた窓口の担当者は、その内容を苦情解決責任者へ報告する。虐待等を行った者が当該責任者である場合には、他の上司へ相談する。
- (2) 窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れは、前述「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとする。
- (4) 対応の結果は、相談者へ報告する。

9. 本指針の閲覧について

本指針は、施設内またはホームページ上にて閲覧可能とする。

10. その他虐待防止の推進のために取り組む事項

- (1) 「4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修会の他、社会福祉協議会等による研修会へ積極的に参画し、利用者の権利擁護に努めるとともに、サービスの質を低下させないように、常に研鑽を図る。
- (2) 必要に応じて「高齢者虐待対応支援マニュアル（北海道）」を活用する。

11. 附 則

この指針は、令和4年5月1日より施行する。